

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、第2四半期まではエネルギー・原材料をはじめとする資源価格高などの影響により停滞し、第3四半期以降は、米国に端を発した金融危機が实体经济へ悪影響を及ぼし、景気は急速かつ大幅に悪化しました。また、海外においても、これまで成長を維持してきた中国や中東、ロシアなども含め、世界全域で景気は悪化しました。

このような環境のもと、当社グループにおいては、第2四半期までは景気停滞の影響が一部の事業で見られたものの、総じて堅調な需要を背景に、鉄鋼をはじめとする各事業で、原材料価格の上昇に対応し、販売価格への転嫁を進めました。しかしながら、第3四半期以降は、電力卸供給事業を除く各事業で需要が急激に減少し、これに伴い、鉄鋼関連事業の鋼材やアルミ・銅関連事業などにおいて、かつてない大幅な生産水準の低下を余儀なくされました。

これらを背景に、当連結会計年度の業績は、売上高は前連結会計年度並みの2兆1,772億円となりましたが、営業利益は前連結会計年度に比べ854億円減益の1,169億円、経常利益は前連結会計年度に比べ970億円減益の608億円となりました。また、特別損失として投資有価証券評価損及び一部の固定資産について減損損失を計上したことに加え、繰延税金資産の取崩しを実施したことなどから、税引き後の当期純損益は、前連結会計年度に比べ1,203億円減益の314億円の損失となりました。

次に、事業の種類別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

鋼材については、第2四半期までは堅調な需要を背景に、高水準の操業を続けましたが、第3四半期以降は、造船を除く各製造業向けの需要が急激に減少したことから、当連結会計年度の鋼材出荷数量は前連結会計年度を下回りました。販売単価については、原材料価格の大幅な値上がりに対応し、製品価格への転嫁を進めたことから、前連結会計年度を上回りました。

また、チタン製品や溶接材料についても、第2四半期までは堅調に推移してきた需要が、第3四半期以降減少に転じました。

一方、鑄鍛鋼品については、造船向けを中心に旺盛な需要が継続しました。

この結果、当事業の売上高は前連結会計年度比10.7%増の1兆224億円となりましたが、営業利益は前連結会計年度に比べ141億円減益の777億円となりました。

[電力卸供給事業]

電力単価に転嫁される石炭価格が上昇したことから、当事業の売上高は前連結会計年度比12.3%増の807億円となりましたが、営業利益は、法人税法の改正に伴い、機械装置の耐用年数の変更を行なったことにより減価償却費が増加したことから、前連結会計年度に比べ7億円減益の172億円となりました。

[アルミ・銅関連事業]

アルミ圧延品の販売量は、堅調な需要が継続した飲料用缶材を除き、自動車や液晶・半導体関連を中心に各分野で需要が減少したことから、前連結会計年度を下回りました。

銅圧延品の販売量は、電子材料用銅板条の需要が大幅に減少したことから、前連結会計年度を下回りました。

アルミ鑄鍛造品についても、自動車向けを中心に、売上高は前連結会計年度を下回りました。

以上のような状況に加え、販売価格に転嫁される地金価格が大幅に下落したことから、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比15.7%減の3,793億円となりました。営業損益は、販売数量の減少に加えて、地金価格が急落したことなどに伴い発生した在庫評価影響が収益を大幅に押し下げたことなどにより、前連結会計年度に比べ488億円減益の268億円の損失となりました。

なお、第4四半期において、設備の稼働率が著しく低下した長府製造所の銅板事業に係る固定資産について、特別損失として減損損失を計上しました。

[機械関連事業]

LNG関連機器や大型の圧縮機の受注は堅調に推移しました。しかし、第3四半期以降、自動車及び石油精製・石油化学業界における設備投資が低迷し、関連製品の受注が減少したことに加え、還元鉄プラントなど一部の案件で計画の延期などが生じました。これらの状況により、当連結会計年度の受注高は、国内向けが前連結会計年度比18.5%減の1,284億円、海外向けが前連結会計年度比39.5%減の1,101億円となりました。この結果、当事業全体の受注高は、前連結会計年度比29.8%減の2,385億円となり、当連結会計年度末の受注残高は、3,188億円となりました。

また、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比9.5%増の3,310億円となりましたが、営業利益は、資機材価格の高騰などにより、前連結会計年度に比べ9億円減益の295億円となりました。

[建設機械関連事業]

油圧ショベルの需要は、国内や米国、欧州向けが前連結会計年度を下回りましたが、中国向けは、当連結会計年度末にかけて減速傾向が見られたものの、前連結会計年度を上回りました。クレーンについては、国内や中東向けは第3四半期以降需要が減少しましたが、北米向けは依然好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は前連結会計年度並みの3,330億円となりましたが、営業利益は、資機材価格の高騰などにより、前連結会計年度に比べ115億円減益の112億円となりました。

[不動産関連事業]

不動産販売の事業環境が悪化したことにより、当事業の売上高は前連結会計年度比16.2%減の371億円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ30億円減益の18億円となりました。

[電子材料・その他の事業]

液晶パネル需要の減少により、液晶配線膜用ターゲット材の販売量が減少したため、当事業の売上高は前連結会計年度比9.2%減の551億円となり、営業利益は前連結会計年度に比べ50億円減益の31億円となりました。

次に、所在地別セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

[日本]

鉄鋼関連事業では、鋼材については、第2四半期までは、自動車・造船などの製造業向けの需要が堅調に推移しましたが、第3四半期以降は、造船を除く各製造業向けの需要が急激に減少しました。販売単価については、原材料価格の大幅な値上がりに対応し、製品価格への転嫁を進めました。また、チタン製品や溶接材料についても、需要は減少に転じました。一方、鋳鍛鋼品については、造船向けを中心に旺盛な需要が継続しました。

アルミ・銅関連事業では、飲料用缶材は堅調であったものの、自動車向けや半導体・液晶製造装置向けなどを中心に各分野で需要が減少しました。

この結果、売上高は前連結会計年度並みの2兆273億円となりました。営業利益については、販売数量の減少に加え、アルミ・銅関連事業における在庫評価影響や、法人税法の改正に伴い減価償却費が増加したことなどから、前連結会計年度に比べ862億円減益の965億円となりました。

[その他の地域]

中国における建設機械関連事業の子会社の業績は堅調に推移しましたが、東南アジアにおけるアルミ・銅関連事業の子会社は、販売数量が大幅に減少しました。

この結果、売上高は前連結会計年度並みの2,789億円となりましたが、営業利益は前連結会計年度に比べ16億円減益の188億円となりました。

(注) 売上高・受注高には消費税等を含んでおりません。(以下「生産、受注及び販売の状況」において同じ。)

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローに係る収入が1,181億円、投資活動によるキャッシュ・フローに係る支出が△1,274億円、財務活動によるキャッシュ・フローに係る収入が1,387億円となりました。

以上の結果、換算差額を含めた当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,210億円増加の1,877億円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

売上債権の減少に伴い運転資金負担が減少したものの、税金等調整前当期純利益が減少したため、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて61億円減少の1,181億円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

固定資産及び投資有価証券の取得による支出が減少したため、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて599億円支出が減少し、△1,274億円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入の増加などにより、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べて1,075億円増加し、1,387億円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の生産実績は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (20. 4～21. 3)	
		生産数量 (千トン)	前期比 (%)
鉄鋼 関連事業	粗鋼	7,329	△10.4
アルミ・銅 関連事業	アルミ圧延品	312	△13.8
	銅圧延品	120	△18.6

(2) 受注状況

当連結会計年度における機械関連事業の受注状況は、次のとおりであります。

事業の種類別 セグメントの名称	区分	当連結会計年度 (20. 4～21. 3)			
		受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
機械 関連事業	国内	128,438	△18.5	129,407	△15.6
	海外	110,138	△39.5	189,477	△15.5
	合計	238,577	△29.8	318,885	△15.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における事業の種類別セグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (20. 4～21. 3)	
	金額 (百万円)	前期比 (%)
鉄鋼関連事業	1,022,406	+10.7
電力卸供給事業	80,708	+12.3
アルミ・銅関連事業	379,310	△15.7
機械関連事業	331,002	+9.5
建設機械関連事業	333,025	△2.0
不動産関連事業	37,131	△16.2
電子材料・その他の事業	55,117	△9.2
消去又は全社	△61,413	—
合計	2,177,289	+2.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (19. 4～20. 3)		当連結会計年度 (20. 4～21. 3)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
神鋼商事(株)	304,033	14.3	323,350	14.9
(株)メタルワン	218,546	10.2	233,031	10.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) その他

当連結会計年度における鉄鋼関連事業の主要な原材料価格及び鋼材販売価格は、前連結会計年度に比べて著しく上昇しており、その状況については、「1. 業績等の概要」及び「7. 財政状態及び経営成績の分析」に記載しております。

3【対処すべき課題】

次期の世界経済は、先進国においては大幅なマイナス成長となり、新興国においても成長率が大きく減速すると予想されることから、全体でマイナス成長に陥る見通しです。当社グループが重点に位置づけている分野につきましても、自動車、IT関連分野等では力強さを欠き、事業環境の好転をただちに期待できる状況にはありません。しかし、いずれ、新興国の経済は調整局面を脱し、また全世界的な経済対策の効果を受け、世界経済は回復軌道に乗るものと予想されます。

(当社グループを通じての取組み)

当社グループは、今後も「オンリーワン」と「ものづくり力」をキーワードに事業競争力を強化し、持続的成長を追求することを中長期的な経営戦略の主軸にいたします。

当社グループ独自の付加価値がユーザーから高く評価されている製品をオンリーワン製品と位置づけ、市場動向を的確に捉えながら一層の拡販に取り組むとともに、顧客や時代のニーズに対応した新たなオンリーワン製品の創出・育成を進めてまいります。

加えて、製造業の競争力の源泉たるものづくり力を一層強化すべく、製品機能の更なる高度化・高付加価値化を目指し、生産技術を支える研究開発体制の充実、戦略的な設備投資の実施、品質管理の徹底を図ってまいります。

一方、現下の景気動向と事業環境を踏まえ、コスト競争力の強化、生産体制の最適化、キャッシュフローの拡大など、喫緊の課題にも重点的に取り組んでまいります。特に、収益改善に向けては、昨年末に立ち上げた、グループ横断組織「収益改善委員会」を中核に、徹底したコスト削減に取り組んでまいります。

当面は厳しい環境での事業運営を余儀なくされますが、こうした事業競争力の向上と、体質強化による経営基盤の再整備に注力し、将来の好機を逃さぬように備えてまいります。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たしていくことが、会社経営の大前提であると認識しております。しかしながら、本年2月、加古川製鉄所・高砂製作所・長府製造所において、当社労働組合の推薦する議員候補者の後援会に対し、その活動費用の一部を肩代わりするという不適切な支出が長年にわたり行なわれていたことが判明いたしました。当社では、これまでのコンプライアンスに関わる諸問題を受け、法令遵守に対する取組みの強化に努めてまいりました。それにもかかわらず、今回、不適切な行為が新たに判明したことから、このことを厳粛に受け止め、経営責任を明確にするため、本年3月31日をもって社長・会長がその職を辞しました。株主の皆様、地域の皆様、取引先、関係当局など多くの皆様の信頼を損なう結果となりましたことを心よりお詫び申し上げます。現在、新たな経営陣のもと、再発防止に向けた取り組みを開始しており、皆様からの信頼回復に向けて努めてまいります。

(事業分野別の取組み)

景気停滞の長期化も懸念され、当社グループを取り巻く環境は、極めて厳しいと認識しております。しかしながら、事業やメニューもしくは地域によっては、需要が堅調なものもあると見込んでおります。よって、事業分野別に、以下のとおり、事業環境に対応した施策を展開してまいります。

鉄鋼関連事業、アルミ・銅関連事業の素材関連事業については、自動車など主要な分野で需要が低迷している中、徹底したコストダウンと生産効率の向上に取り組んでまいります。

電力卸供給事業では、引続き安定した収益を確保するため、設備保全の更なる強化や操業技術の蓄積を図り、安定操業を継続してまいります。

機械関連事業、建設機械関連事業では、これまで実行してきた能力増強投資や拠点整備を最大限活用し、既受注案件を円滑に遂行することによる収益の確保、新興国を中心とした海外における需要の着実な取込みに注力してまいります。

当社は、これらグループを通じた取組み及び事業分野別の施策を通じて、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）は以下のとおりであります。

1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、何ら否定するものではありません。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為はいずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在します。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

以上を考慮した結果、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成18年4月に、平成20年度を最終年次とする3ヵ年の「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定し、基本方針として①「オンリーワン製品」の拡販・創出、②「ものづくり力」の強化、③財務基盤の強化、④CSRの推進、⑤働く喜びと誇りをもてる職場環境の創出、⑥グループ経営の強化、⑦安定的な株主還元を掲げ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資するべく、取り組んでまいりました。

本計画における主な財務目標とこれに対応する3ヵ年の実績は以下のとおりです。

(単位：億円)

	平成20年度 中期目標	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績
売上高	19,000 程度	19,102	21,324	21,772
経常利益	1,800 以上	1,832	1,579	608
当期純損益	1,000 以上	1,096	889	△314
ROA (税引き後当期純損益/総資産)	5.0% 以上	4.9%	3.8%	△1.4%
外部負債残高	5,500 以下	6,212	7,133	8,559
(IPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高)	(6,500 以下)	(7,422)	(8,234)	(9,547)
D/Eレシオ ※	0.8倍 以下	1.2倍	1.3倍	1.7倍
(IPPプロジェクトファイナンスを含むD/Eレシオ)	(0.9倍 以下)	(1.4倍)	(1.4倍)	(1.8倍)

※IPPプロジェクトファイナンスを除く外部負債残高/株主資本

平成20年度半ばからの事業環境の急激な変化と先々の不透明感から、平成21年度以降の数値計画は策定しておりませんが、今後につきましても上記方針を基本的に継続しつつ、あわせて、現下の経済動向と事業環境を踏まえた喫緊の課題にも重点的に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス (企業統治) の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス (企業統治) の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力をあげ、企業価値の向上に取り組んでおります。具体的な内容につきましては「第4 提出会社の状況 6. コーポレート・ガバナンスの状況」に記載しております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、当社株券等の大規模買付行為への対応方針を改定いたしました（以下、改定後のものを「本対応方針」といいます。）。

当社は、本対応方針中の、当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合およびしない場合に一定の措置を講じることを内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）をもって、当社の会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

本プランにつきましては、当社第156回定時株主総会において株主の皆様の承認を得られました。本プランは、同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効し、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまで有効となっております。

本プランの内容の詳細は、以下の通りです。

(1) 本プランの趣旨

当社株券等（下記注5に定義します。以下同じです。）に対する大規模買付行為（下記注1に定義します。以下同じです。）が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者（下記注2に定義します。以下同じです。）に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで当該大規模買付行為が開始されないようにするものです。

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会は対抗措置を発動しないものとし、大規模買付者は検討期間の終了により大規模買付行為を開始できることとなります。一方、大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、および、遵守した場合でも当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守るため必要と判断する場合には、当社取締役会は対抗措置を発動することがあります。なお、この検討期間は下記(4)に定める所定の条件に従い延長される場合があります。

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に準拠し、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものです。

(注1) 「大規模買付行為」とは、(i)持株割合（下記注3に定義します。以下同じです。）が15%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、および(ii)結果として持株割合が15%以上となる当社株券等の公開買付けをいいます。

(注2) 「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行ない、または行なおうとする者をいいます。

(注3) 「持株割合」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、大規模買付者およびその特定株主グループ（下記注4に定義します。）に属する者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

なお、持株割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注4) 「特定株主グループ」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、当社株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、当社株券等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行なう者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）ならびにこれらの者と実質的に同一の者として当社取締役会で定める者をいいます。

(注5) 「当社株券等」とは、上記注1(i)の大規模買付行為については、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいい、上記注1(ii)の大規模買付行為については、同法第27条の2第1項に規定する株券等のうち当社が発行者であるものをいいます。

(2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員には、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している当社社外取締役が含まれます。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が大規模買付行為の是非を判断するのに十分か否かの判断ならびに下記(5)、(6)および(8)に記載する対抗措置の発動ならびに中止などの可否についての当社取締役会への勧告をはじめとする事項について審議および決議を行いません。なお、独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨を勧告する場合には、独立委員会に出席した当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを決議要件とし、当社に対して善管注意義務を負う社外取締役の判断が独立委員会の勧告に反映される仕組みを確保しております。

(3) 本必要情報の提供

(a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記(b)に記載する情報を下記(c)に定める手続きに従って提供していただきます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記(a)の趣旨に照らし、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。本必要情報の具体的内容は、原則として下記2)に例示する項目としますが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なり得るため、下記(c)2)に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報のリスト（以下、「本必要情報リスト」といいます。）により定めることといたします。ただし、当社が大規模買付者に提供していただく情報は、株主の皆様ならびに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

2) 本必要情報の具体的内容（例）

- ① 大規模買付者およびその特定株主グループに属する者の概要
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付けを予定する持株割合を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④ 買付対価の算定根拠
- ⑤ 買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画および資産活用策
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させることの具体的な根拠
- ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および内容

(c) 本必要情報提供にかかる手続き

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行なおうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、本プランに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報リストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の検討および判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、当社取締役会は大規模買付者に追加的に情報提供を求めることがあります（ただし、独立委員会は、大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要な水準を超える情報開示を大規模買付者に対して要求し、または、大規模買付者に対して延々と本必要情報の提供を求めるなど、上記(a)に記載する趣旨を逸脱した運用を行わないこととします。）。独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、当社は適時適切な方法によりその旨の開示を行いません。

大規模買付行為の意向表明があった事実およびこれに関連する事項につきましては、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行いません。また、大規模買付者から当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のためにより必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 当社取締役会および独立委員会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記(3)(c)3)に従い、独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨を当社が開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は60日間、(ii) (i)以外の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保いたします。

なお、買付行為評価期間の開始および終了時には、それぞれ法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行いません。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家などの助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報の検討評価を行ない、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善に向けて真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

当独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が当社取締役会に提供した本必要情報と当社取締役会が独立委員会に独自に提供した情報の分析評価を行なうものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断する場合には、買付行為評価期間を当初の期間に加え最大60日を上限として延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、当社は、独立委員会が買付行為評価期間を延長する必要があると判断した理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表を行いません。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

(a) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記(7)に記載する対抗措置をとることといたします。

(b) 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合

1) 基本的考え

大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示などを行なうにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の提案ならびに当社取締役会が提示する当該提案に対する意見および代替案などをご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、下記(7)に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記(2)に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

2) 対抗措置をとる場合

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者に移譲させる目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（いわゆる焦土化経営）
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に当社の資産を買付資金の供与者に対する担保に供することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産などを売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為を行なっていると判断される場合（なお、大規模買付者が大規模買付行為の完了後に事業再編の一環として当社の資産の一部を売却等処分することを予定していることだけをもって直ちに本類型に該当すると判断されるものではありません。）
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を最初の買付けより不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けなどの株券等の買付けを行なうことをいいます。）など、株主の皆様様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるうえで必要不可欠な従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、その結果当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合

(6) 対抗措置の発動手続き（公正性の担保）

上記（5）に記載の、本プランに則って一連の手続きが行なわれたか否かおよび本プランの手続きが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行ないます。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行ないます。

(7) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記（5）および（6）に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（大規模買付者の特定株主グループに属する者を含みます。以下、本(7)において同じです。）は新株予約権を行使できないことを含め、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様様に割り当てることとし（以下、「本新株予約権無償割当て」といいます。）、当社取締役会は、本新株予約権無償割当てを受けべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

(a) 本新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる本新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行ないます。

- (c) 本新株予約権無償割当てが効力を生じる日
本新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとしします。
- (d) 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は本新株予約権 1 個当たり 1 円としします。
- (e) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間としします。
- (f) 本新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとしします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
大規模買付者は本新株予約権を行使できないものとしします。また、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者も本新株予約権を行使できないものとしします。
本新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとしします。
適用ある法令（外国の法令を含みます。以下、本(g)において同じです。）上、本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行または所定の条件の充足が必要とされる場合には、当該手続きまたは条件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。なお、本新株予約権を行使するために当社が当該手続きまたは条件を履行または充足することが必要とされる場合でも、当社はこれを履行または充足する義務を負いません。また、本新株予約権の行使が法令上認められない場合には、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の取得に関する事項
当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとしします。また、当社は、本新株予約権無償割当てに際して取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者が保有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が保有する本新株予約権以外の本新株予約権を、本新株予約権 1 個当たり当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として取得することができるものとしします。ただし、当社取締役会は、本新株予約権の内容として、大規模買付者が保有する本新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものとしします。
- (i) 端数の切り捨て
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数または本新株予約権の取得の対価として交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとしします。
- (j) その他
その他必要な事項については、本新株予約権無償割当てに際して当社取締役会にて別途定めるものとしします。

(8) 対抗措置の発動の中止など

独立委員会は、本新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議された後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権無償割当てまでの間は、本新株予約権無償割当ての中止を、本新株予約権無償割当ての後においては本新株予約権の無償取得を行なう旨の勧告を含む、新たな勧告を行なうことができるものとしします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合、または、(b) 上記(6)の勧告の判断の前提となった事実関係などに重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者による大規模買付行為が上記(5)に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても本新株予約権無償割当てを行なうこと、もしくは本新株予約権を行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行ない、これを当社取締役会に勧告することができるものとしします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得などを行なうか否かについて決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要、その他独立委員会が必要と認める事項について、決議後速やかに公表を行ないます。

(9) その他

(a) 言語

本プランに基づく当社への本必要情報の提供、その他の当社への通知および連絡は日本語により行なわれるものといたします。

(b) 本プランの見直し

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の更なる向上の観点から、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、本プランを随時見直してまいります。なお、本プランの見直しを行なった場合には、速やかにその旨の公表を行なうものといたします。

(c) 本プランの発効日と有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第156回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

(d) 法令の改正などによる修正

本対応方針で引用する法令の規定は平成21年4月28日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本対応方針に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

4. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社グループにおける企業価値、ひいては株主共同の利益の向上への取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みであり、現在の経営者のかかる取組みの是非についての判断は、会社法に基づく事業報告等による開示と取締役の選解任権の行使を通じて、株主の皆様のご意思に委ねられております。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものであります。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供させること、一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求めていること、およびこれらを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることは、いずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様には保障するための手段として採用されたものであります。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

当社グループによる企業価値、ひいては株主共同の利益の向上や当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制ならびにその強化のための様々な取組みは、いずれも企業価値の向上をもたらす、ひいては株主共同の利益につながるものです。

また、本プランによって、当社株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や代替案の提示を受ける機会を保障されることとなるのであって、本プランは当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。また、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

(3) 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社の現在のコーポレート・ガバナンス（企業統治）体制は、すべて株主総会を頂点として構成されております。当社は取締役の任期を1年としており、任期差制や解任のための株主総会決議要件の加重なども一切行っておりません。また、本プランは、有効期間中であっても当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されることとなっております。したがって、1回の株主総会で取締役の選解任を行ない、その後の取締役会決議により本プランを廃止することが可能であり、この点においても株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

また、本プランは、大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付者が遵守すべき情報提供などのルールや、必要に応じて当社がとるべき対抗措置の内容および手続きを定めるものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する条件および手続きを事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本プランの規定に従って行なわれます。

さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、これに対する対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、次のとおりであります。

なお、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、「第2 事業の状況」の他の項目、「第5 経理の状況」の注記事項、その他においても記載しておりますので、併せてご参照ください。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 主要市場の経済状況等

当社グループの主要セグメントである鉄鋼、アルミ・銅、機械、建設機械関連事業の国内向け販売は、自動車、造船、電気機械、建築・土木、IT、飲料容器、産業機械などを主な需要分野としております。一方、当連結会計年度の海外向け販売は全売上高の32.6%であり、最大の需要国である中国を含むアジア地域が、海外売上高の過半を占めております。

従って、当社グループの業績はこれらの需要分野の動向、需要地域における経済情勢等の影響を受けます。また、海外の各需要地域における政治・社会情勢、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各製品市場において、国内外の競合各社との厳しい競争状態にあり、その状況次第では当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 鋼材販売数量・価格の変動

当社グループの販売する鋼材の数量・価格は、国内外の需要分野の動向や国際的な鋼材需給・市況により影響を受けます。

国内鋼材販売の形態は、大きくは製品数量・規格等を直接需要家との間で取り決めて出荷する「紐付き」と、需要家が不特定の状態で出荷する「店売り」とに分かれますが、当社の場合ほとんどが「紐付き」であります。鋼材の需給状況が変動した場合、「店売り」価格の方がより敏感に連動するものの、最終的には「紐付き」価格も影響を受けることとなります。また、鋼材販売数量の20%強を占める輸出鋼材の販売数量・価格についても、各需要地域における鋼材需給等により影響を受けます。

これらの鋼材販売数量・価格の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

3. 原材料等の価格変動

当社グループが調達している鉄鉱石、石炭、合金鉄・非鉄金属、スクラップ等の鉄鋼原料価格及びそれらの輸送に関わる海上運賃等は、国際的な市況に連動しております。特に、鉄鉱石及び石炭については、原産国や供給者が世界的にも限られていることから、需給動向が国際市況に与える影響が大きくなる傾向があります。これらの価格・運賃の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、アルミ・銅関連事業におきましては、アルミ・銅の地金価格の変動は基本にお客様に転嫁する仕組みとなっております。しかしながら、地金価格の市況が短期間に大きく変動した場合には、会計上の在庫評価影響などによって、当社グループの業績に一時的に影響が生じる可能性があります。

更に、当社グループは、鉄鋼、アルミ・銅関連事業における耐火物等の副資材、設備投資関連資材、及び機械関連事業における電装品、油圧機器、内燃機器等の資機材を外部調達しており、これら資機材の価格変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

4. 環境規制等の影響

鉄鋼、アルミ・銅関連事業を中心に、その生産活動の過程において廃棄物、副産物等が発生します。当社グループでは、国内外の法規制に則った適切な対応に努めておりますが、関連法規制の強化等によって、過去に売却した工場跡地等であっても土壌汚染の浄化のための費用が発生するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後二酸化炭素等の排出に関連して数量規制や税の賦課が導入された場合には、鉄鋼関連事業を中心に当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 事故、災害等による操業への影響

当社グループの生産設備の中には、鉄鋼関連事業の高炉、転炉など高温、高圧での操業を行なっている設備があります。また、高熱の生産物、化学薬品等を取り扱っている事業所もあります。対人・対物を問わず、事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社グループの生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の製造拠点等において、大規模地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、その他当社グループの制御不能な事態により操業に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 訴訟のリスク

当社グループは、国内、海外において多岐にわたる分野で事業活動を行っており、その遂行にあたっては、法令その他の社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行なうことを指針としております。しかしながら、当社グループ各社及び従業員の法令等に対する違反の有無にかかわらず、製造物責任法や知的財産権の問題等で訴訟を提起される可能性があります、その結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 財務リスク

① 為替レートの変動

当社グループの外貨建取引は主として米ドル建で行なわれており、当連結会計年度におけるドル収支は輸入超過であります。当社グループは、短期的な対応として為替予約等を実施しておりますが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替レートの変動は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 金利率の変動

当連結会計年度末における当社グループの外部負債残高は8,559億円（IPPプロジェクトファイナンスを含めると9,547億円）であります。大部分は金利率が固定された負債であります。金利率を固定していない負債及び新規の借入金・社債等については、金融情勢の変化等による金利率の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ たな卸資産の価値下落

当社グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

④ 投資有価証券の価値変動

当社グループが保有する投資有価証券の当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額は1,658億円であります。上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、年金資産を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数理計算上の差異が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 繰延税金資産の計上

当社グループでは繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して計上しております。しかしながら、今後将来の課税所得の見積り等に大きな変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

⑥ 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

契約会社	相手会社	契約内容	契約期間
コベルコクレーン(株) (連結子会社)	P & H マイニング イクイップ メント Inc. (アメリカ)	採掘用電気ショベル	昭和56年7月1日から 平成22年12月31日まで

(2) 技術供与契約

契約会社	相手会社	契約内容	契約期間
コベルコ建機(株) (連結子会社)	コベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ, L. L. C. (アメリカ)	油圧ショベルの製造技術	平成元年7月1日から 解約通知まで
コベルコ建機(株) (連結子会社)	ニューホランド コベルコ コン ストラクション マシナリー, S. P. A. (イタリア)	油圧ショベル、ミニショベルの 製造技術	平成14年1月10日から 平成24年12月31日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	メサビ ナゲット デラウェア, L. L. C. (アメリカ)	新還元溶解製鉄法 (I T m k 3プロセス)	平成14年3月22日から 無期限

(3) その他の経営上の重要な契約

1) ユナイテッド ステイツ スチール CORP. との契約

平成2年3月に、当社はU S X CORP. (現 ユナイテッド ステイツ スチール CORP.) と米国において溶融亜鉛めっき鋼板の製造・販売に関する合弁事業を行なうことについて合意し、「プロテック コーティング CO.」を設立いたしました。

2) CNH グローバル N. V. との契約

平成13年9月に、当社及び連結子会社であるコベルコ建機(株)は、CNH グローバル N. V. との間で、建設機械事業の国際的な包括提携に関する契約を締結し、平成14年1月にCNH グローバル N. V. に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%及びコベルコ アメリカ ホールディングス INC. の保有するコベルコ コンストラクション マシナリー アメリカ, L. L. C. の持分の65.0%を譲渡いたしました。

また、平成14年7月に、CNH グローバル N. V. に対し、当社の保有するコベルコ建機(株)の発行済株式の10.0%、コベルコ建機(株)が保有するコベルコ コンストラクション マシナリー (ヨーロッパ), B. V. の発行済株式の100%を譲渡いたしました。これと同時に、コベルコ建機(株)は、CNH グローバル N. V. から、欧州市場において建設機械の生産販売を行なうニューホランド コベルコ コンストラクション マシナリー, S. P. A. の発行済株式の20.0%を取得いたしました。

3) 電力卸供給事業（IPP事業）に関する契約

当社の連結子会社である神鋼神戸発電(株)は、電力卸供給事業を行なっておりますが、これに係る契約は以下のとおりであります。

契約会社	相手会社	内容	契約期間
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	関西電力(株)	電力卸供給に関する契約 (石炭火力発電70万キロワット (1号機))	平成9年1月20日から 平成29年3月31日まで (受給開始の日から15年間)
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	関西電力(株)	電力卸供給に関する契約 (石炭火力発電70万キロワット (2号機))	平成10年1月13日から 平成31年3月31日まで (受給開始の日から15年間)
神鋼神戸発電(株) (連結子会社)	金融機関等14社	電力卸供給事業の事業資金に関する 限度貸付契約 (平成21年3月31日現在の借入 残高988億円)	平成13年9月26日から 平成29年3月26日まで (借入金返済期限)

4) 新日本製鐵(株)、住友金属工業(株)との契約

当社は、事業競争力の強化を目的に新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)と連携関係にありますが、これに係る契約は以下のとおりであります。

契約会社	相手会社	内容	契約期間
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	競争力強化のための相互連携検討に関する覚書	平成13年12月4日から(注1) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	連携施策及び出資等に関する協定	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	住友金属工業(株)	熱延鋼板供給協力等の連携及び出資等に関する協定	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	各社の事業効率化に関する提携検討の覚書	平成14年11月14日から(注2) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	スラブ取引に関する合意書	平成17年6月17日から 平成45年5月14日まで
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株) 住友金属工業(株)	買収提案に対する対応の共同検討に関する三社覚書	平成18年3月29日から(注3) 平成24年11月14日まで 但し、5年毎の自動更新条項あり
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	連携施策の更なる深化に向けての覚書	平成19年10月30日から 3年間
(株)神戸製鋼所 (当社)	住友金属工業(株)	連携施策の更なる深化に向けての覚書	平成19年10月30日から 3年間
(株)神戸製鋼所 (当社)	新日本製鐵(株)	株式の追加取得等に関する合意書	平成19年12月19日 (締結日)
(株)神戸製鋼所 (当社)	住友金属工業(株)	株式の追加取得等に関する合意書	平成19年12月19日 (締結日)

- (注) 1. 平成18年12月1日改訂
2. 平成19年11月14日改訂
3. 平成21年3月29日改訂

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、幅広い技術分野での豊富な技術力を原動力として、「オンリーワン製品」の拡販・創出と、それに必要な「ものづくり力」の強化を中心に取り組み、様々なオンリーワン製品の創出で成果をあげております。

当社技術開発本部では、各事業の競争力強化のための研究開発に加え、将来に向けた新製品・新技術の先導研究を行っております。一方、当社各部門及び連結子会社の技術開発部門では、事業競争力の強化に直結する製品及び生産技術の開発を行なうことにより、機能的な研究開発の役割分担を行っております。今後とも、グループ全体にわたる研究開発への経営資源の投入を連携して効果的に行なってまいります。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は、310億円であります。なお、本費用には、当社技術開発本部で行なっている事業部門横断的または基礎的研究開発などで、各事業区分に配分できない費用として38億円が含まれております。

主な事業の種類別セグメント毎の研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

[鉄鋼関連事業]

主に、当社鉄鋼部門及び溶接カンパニーの技術開発部門において、製品開発と生産技術の高度化の両面において積極的な研究開発に取り組んでおります。

鉄鋼部門では、「オンリーワン製品」の拡販・創出並びにその利用技術、「ものづくり力」の強化に向けた生産技術の開発に引続き注力し、成果をあげております。条鋼分野では懸架ばね鋼・歯車用鋼・弁ばね用鋼等自動車用途向けの鋼材開発の更なる強化を進めております。厚板分野では、ニッケルを含まず疲労特性に優れた降伏点47kg級（引張強度60kg級）高強度TMCP厚鋼板が、高効率な溶接加工が可能であることかつ船体重量軽減効果及び高い安全性が認められ、業界で初めて、超大型コンテナ船に採用され、続いて大型自動車運搬船にも採用されました。薄板分野では、フェストアルピーネ・クレムス社との自動車向け超ハイテンのロールフォーム技術に関する包括技術契約に基づき、日系自動車メーカーへの提案活動、プレスメーカーに対する技術支援を共同で行なうことになりました。チタン分野においては、当社のチタン合金が、メインエンジンの燃料を収める球形推進薬タンク用素材としてJAXAの宇宙輸送機に採用されました。

また、溶接カンパニーでは、鉄骨溶接用ソリッドワイヤや海洋構造物用溶接材料、リアクター用溶接材料など、国内外の各業種に対応した溶接材料の開発・実用化を進めるとともに、鉄骨梁溶接専用システムの実用化や鉄骨天吊反転仕口溶接ロボットシステムの開発を進めました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、94億円であります。

[アルミ・銅関連事業]

主に、当社アルミ・銅カンパニーの技術開発部門においては、高精度な制御技術の開発及び自動化の推進による品質・生産性の向上と、環境に優しくより低コストの生産を目指して省エネ、省資源技術の開発を進めており、これらを通じて収益力強化に注力しています。また、製品分野におきましては、自動車分野及びI T分野に注力した研究開発を行っております。

当連結会計年度の主な研究開発成果として、アルミ関連では、成形性及び表面特性に優れる自動車用アルミニウム合金板パネル材を開発するとともに、トランク・ルーフなどをアルミ化するための成形、設計技術の開発に取組み、中国・韓国への新規採用に結びついております。また、世界で初めて開発・商品化した電磁成形ステイを組み込んだバンパーシステムは、さらなる性能向上と軽量化を目指し開発を進めており、採用車種を増やしております。更に、自動車足回り部品も、高強度合金と軽量設計技術により着実に受注を得ております。銅関連では、ハイブリッド車や電気自動車に対応する材料開発に注力しております。民生家電分野の端子では、挿入力化を飛躍的に下げる新リフローめっき材が初採用されました。(株)コベルコ マテリアル銅管では、高強度銅管の普及に業界をリードして取組み、伝熱管の軽量高性能化・配管部品の軽量化に貢献、またエコキュート連結管用に新製品を発売し、品質信頼性を求める市場ニーズに応えています。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、30億円であります。

[機械関連事業]

主に、当社機械エンジニアリングカンパニー及び新鉄源プロジェクト本部、石炭エネルギープロジェクト部、(株)神鋼環境ソリューションの技術開発部門において、製品・プロセス開発に取り組んでおります。

当連結会計年度の主な研究開発成果として、機械エンジニアリングカンパニーでは、世界最高効率を誇るスクリュ式小型蒸気発電機「スチームスター」の出力を30%程度増強したバージョンアップ機種を発売しました。また、ビルや工場の空調や冷却プロセスなどに使用される水冷式スクリュチラーとして、既に業界最高のエネルギー効率を達成している従来機（ハイエフミニ）の一層の高効率化を実現した「ハイエフミニII」を電力3社と共同開発し、販売を開始しました。更に、薄膜型太陽電池等の製造プロセスの研究用として透明導電膜等の機能膜を樹脂フィルムなどに被膜する連続式コーティング装置を開発し、ユーザーに提案していきます。この他、(独)日本原子力研究開発機構と共同で、原子力機器の長寿命化を目指した合金開発を行ない、この度、世界初となる「オーステナイト系超高純度（EHP®=Extra High Purity）ステンレス合金」製造技術の開発に成功しました。新鉄源プロジェクト本部では、回転炉床炉による電炉ダストの処理・有用金属回収技術の商業化検討、回転炉床炉における基盤技術の向上、I T m k 3 プロセスにおける原燃料多様化等の課題に取り組み、競争力向上に向けた施策を実施しております。石炭エネルギープロジェクト部では、改質褐炭（U B C）の大型実証プロジェクトをインドネシアで推進しており、実証プラントの

操業を開始いたしました。また、(株)神鋼環境ソリューションでは、水処理分野及び廃棄物処理分野における消費電力コストの低減・エネルギーの有効利用促進のための技術開発、グラスライニング機器の性能向上と低コスト生産技術開発などを行ってきました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、69億円であります。

[建設機械関連事業]

主に、コベルコ建機(株)、コベルコクレーン(株)の技術開発部門において、主力製品である油圧ショベル、クローラクレーンなどの安全性向上、排ガス対応・騒音低減などの環境対応に加え、建設リサイクル機械・金属リサイクル機械の開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における主な研究開発成果としては、第3次排ガス規制に対応したクローラショベル2機種、ミニショベル3機種、ホイールローダ2機種、25トン吊りシティコンシャスクレーン「パンサーX250」とITを活用したクレーン遠隔稼働管理システム「KCROSS」の上市などがあります。

なお、当連結会計年度における研究開発費は、54億円であります。

7【財政状態及び経営成績の分析】

① 経営成績についての分析

当連結会計年度の経営成績につきましては「第2 事業の状況 1. 業績等の概要」に記載しましたとおり、売上高は前連結会計年度並みの2兆1,772億円、営業利益は854億円減益の1,169億円、経常利益は970億円減益の608億円となりました。

当社グループの事業に関連する需要は、第2四半期までは総じて堅調に推移し、原材料価格の上昇についても、鉄鋼をはじめとする各事業で、販売価格への転嫁を進めることができました。しかしながら、第3四半期以降は、世界全域で景気が悪化したことに伴い、電力卸供給事業を除く各事業で需要が急激に減少し、特に素材系の事業、すなわち、鉄鋼関連事業の鋼材や、アルミ・銅関連事業において、かつてない大幅な生産水準の低下を余儀なくされました。他方、機械系の事業については、中国を除く各地域で販売台数が減少した油圧ショベル以外では、依然受注残を抱えていたことから景気悪化の影響は比較的軽微でありました。

以上のような需要動向に加えて、アルミ・銅の地金価格が急落したことなどに伴う在庫評価影響や、法人税法の改正に伴い機械装置の耐用年数を変更したことによる減価償却費の増加などにより、営業利益は前連結会計年度に比べ大幅な減益となりました。

営業外損益につきましては、持分法投資損益が悪化したことなどから、前連結会計年度に比べ115億円悪化し、560億円の損失となりました。

特別損益につきましては、投資有価証券評価損を172億円計上し、また、設備の稼働率が著しく低下した銅板事業に係るものなど一部の固定資産について減損損失を158億円計上した結果、330億円の損失となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ1,255億円減益の278億円となり、税引き後当期純損益は、繰延税金資産の取崩しを実施したことなどから、前連結会計年度に比べ1,203億円減益の314億円の損失となりました。

(注) 売上高には消費税等を含んでおりません。

② 資金の流動性についての分析

当連結会計年度の主な資金需要は、固定資産の取得による支出1,236億円、投資有価証券の取得による支出114億円、配当金の支払209億円に加えて、長期借入金の返済690億円、社債の償還582億円、コマーシャル・ペーパーの償還550億円、更には、手許現預金の積み増し1,210億円などであります。

これらの資金需要に対しては、まず、営業キャッシュ・フロー1,181億円を自己資金として充当し、一方で、長期借入金2,509億円及び短期借入金338億円の資金調達、348億円の社債の発行などを実施いたしました。

③ 財政状態についての分析

現金及び預金が増加したものの、売掛金及び投資有価証券が減少したことなどにより、当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ335億円減少し2兆2,954億円となりました。また、純資産については、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ1,343億円減少し5,134億円となりました。これらの結果、当連結会計年度末の自己資本比率は20.9%となり、前連結会計年度末に比べ4.9%低下しました。

なお、当連結会計年度末のIPPプロジェクトファイナンスを含む外部負債残高は、前連結会計年度末に比べ1,313億円増加し9,547億円となりました。